

# 5 参考情報

## 1 提案までの手続 ※令和8年予定

提案団体が地方分権改革に関する提案を行う前に、内閣府に事前相談を可能な限り行ってください。

期間  
(目安)

提案団体

内閣府地方分権改革推進室

2月

地域の課題・支障事例の把握

簡易相談は、年間を通して受け付けています。

事前相談の連絡

制度所管部署等に相談しても  
解決が難しい案件について  
内閣府にメール・電話により連絡  
※事前相談段階では首長の了解は不要  
※分権担当課からではなく事業担当課からでも可

事前相談の受付  
事前相談の内容を確認

【内閣府の主な着眼点】

- ① 提案募集の対象であるか
- ② 支障事例や法令根拠の具体性
- ③ 制度改正の必要性や効果
- ④ 制度所管部署等とのこれまでの調整状況
- ⑤ 過去の提案における取扱いとその後の状況変化

3月

共同提案の検討

団体間で方向性等の調整を行い、提案の提出時に共同提案とすることで、支障事例の解決に結びつける

内閣府に頂いた  
事前相談の情報共有

内閣府に提出された事前相談を一斉通知・調査システムを用いて、地方公共団体に情報提供し、共同提案の意向を募る

4月

助言を踏まえた  
記載内容の改善

内閣府とやり取りを重ねながら、  
事実関係やデータ、支障事例や論点を補強し、提案段階まで内容を改善・充実させる

提案団体に対する助言

各府省や団体との調整経験を踏まえ、提案の支障事例・論点を明確化し、説得力を高めるためのデータや記載の方向性について提案団体に助言

提案の提出

- 首長の了解を得て、提案様式に記載し、内閣府に提出
- 提案にあたっては、同様の課題認識を有する他の地方公共団体等との「共同提案」が可能

提案の受付

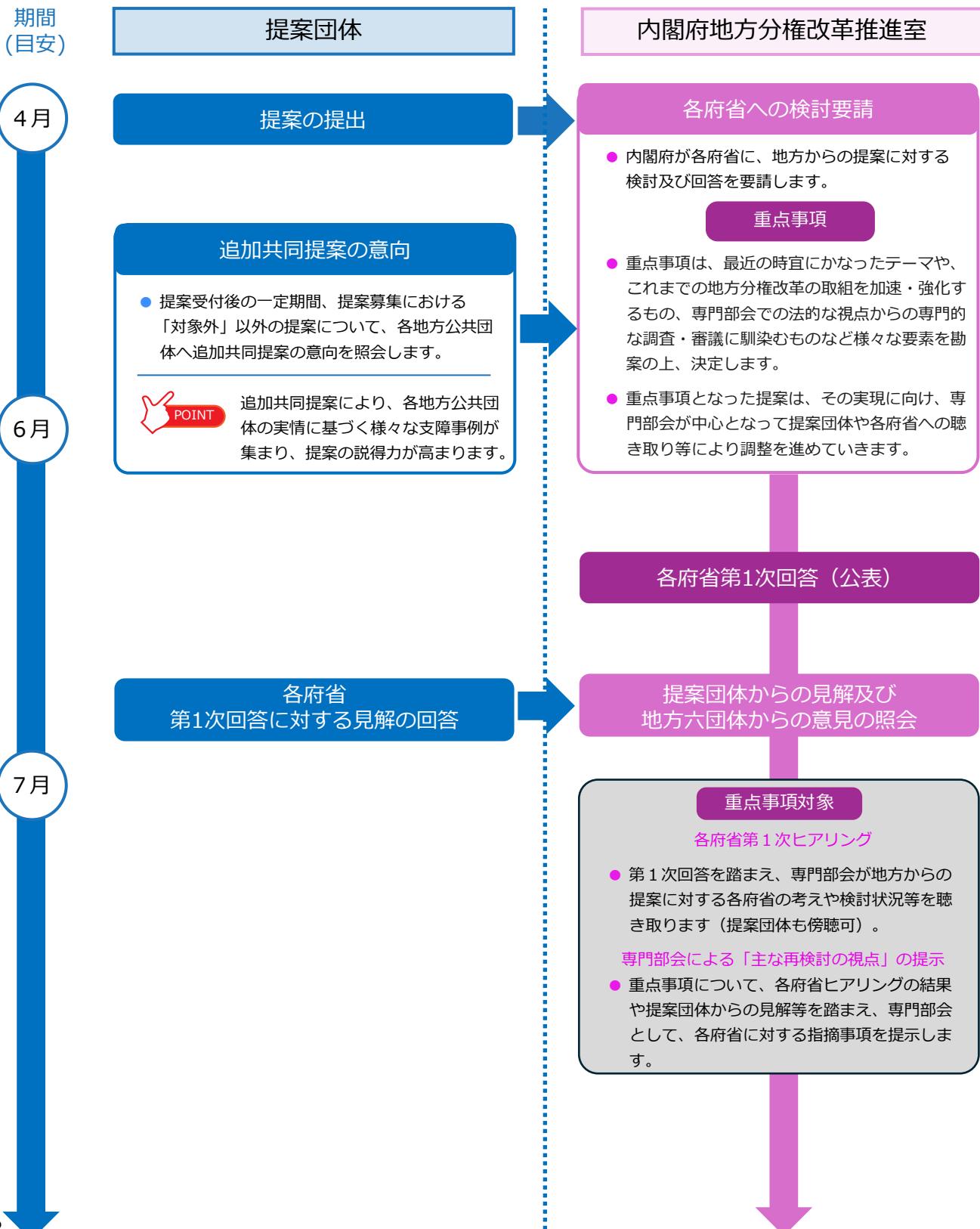
内閣府とのやり取りを重ねても、最終的に  
● 提案の対象とならないもの  
● 支障事例が具体化できないもの  
は提案団体の判断で提案に至らないケース  
もあります。

提案の提出

## 2 提案の提出から実現に至るまでの手続

地方から受け付けた提案は、地方分権改革有識者会議及び専門部会に諮られ、提案の実現に向けて提案団体や各府省との調整が重ねられます。

年末には、最終的な調整結果を踏まえ、「地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、これを受けて、一括法の制定その他個別法の改正や政省令改正、通知発出等の取組が各府省において進められます。





期間  
(目安)

### 提案団体

### 内閣府地方分権改革推進室

8月

- 各府省との折衝において、必要に応じ、内閣府と提案団体との間で、事実確認や資料提供等のやりとりを行います。

9月

### 各府省第2次回答（公表）

#### 重点事項対象

#### 各府省第2次ヒアリング

- 第2次回答を踏まえ、専門部会が各府省で検討している対応方針等について聞き取りを行います（提案団体も傍聴可）。

11月

### 対応方針（案）の有識者会議了承

- 各府省との調整を踏まえ、「地方からの提案等に関する対応方針（案）」をまとめます。
- 法律改正事項については、一括法等を次期通常国会に提出することを基本とします。法律改正以外の対応や引き続き検討を進めるものについては、各府省の対応状況を適切にフォローアップしていきます。

### 地方からの提案等に関する対応方針の決定（公表）

12月  
中下旬

一括法の制定  
その他個別法の改正や  
政省令改正、通知発出等

### 対応状況の フォローアップ

- 政省令の改正、通知等の対応状況について、各府省に対し定期的に調査を行い、有識者会議に報告し、内閣府HPにおいて公表します。

提案成果の  
活用

### 3 提案募集方式に関するFAQ (よくあるご質問)

Q 1

共同提案と追加共同提案はどう異なるのでしょうか。

A

「共同提案」とは複数の地方公共団体等がそれぞれの首長の了解の下、対等な立場で提案するものです。提案募集方式では、「全国的な制度改正に係る提案」を募集の対象としているため、制度改正等を行うことにより幅広い地方公共団体等にとって役立つことを示す上では、複数の団体で行う「共同提案」を行っていただくことが効果的です。複数の団体から支障事例や制度改正による効果が示されることで、各府省と調整を行う際にも、行政サービスの現場の様々な実情を踏まえた建設的な議論を行うことができ、地方にとってより実効性のある制度改正等につながることが期待できます。

一方、「追加共同提案」とは、それぞれの団体が提案の形成に関わる「共同提案」とは異なり、既に提出された提案に対し、賛同する団体が追加共同提案団体として名を連ね、支障事例等を寄せるものです。これにより、他の団体が行った提案の実現を後押しすることができます。

Q 2

追加共同提案団体は、提案団体と扱いが異なるのでしょうか。

A

追加共同提案団体とは、受け付けられた提案（提案募集の対象外のものは除く。）について、提案団体と同様の支障事例が生じているまたは同様に制度改正の必要性を認める地方公共団体等が、提案の趣旨に賛同の上、参画するものです。

したがって追加共同提案団体は「提案団体」や「共同提案団体」とは異なりますが、各種資料において追加共同提案団体となった団体名や寄せていただいた支障事例は公表します。多くの団体から幅広い支障事例が寄せられることは、各府省の真摯な検討を促す原動力となります。

Q 3

過去に「対応不可」になった案件でも再度提案ができますか。

A

過去に調整の対象とならなかった案件や、各府省と調整を行ったものの実現できなかった案件であっても、前回提案時と比べて

- 支障事例や制度改正による効果を具体的に示すこと
- 提案を検討する前提となる情勢に変化があったことを示すこと

等により、検討・調整の対象となる可能性があります。

ただし、事前相談の時点でこれらが全て整っている必要はありません。内閣府とのやりとりを通して提案の内容をブラッシュアップする中で、検討・調整の対象とすることができる可能性がありますので、早めの事前相談をお願いします。

Q 4

支障事例の記載がなくても、検討の対象としてもらえないでしょうか。

A

支障事例は、提案に説得力を持たせ、実現可能性を高めるために必要です。すなわち、地域で起こっている具体的な問題の事例・データや、制度見直しによる効果などを具体的に記載いただくことで、各府省において実効的な検討が可能となり、提案実現の後押しとなります。

ただし、現在はまだ支障となっていないものの、「今後起こりうる問題の防止や、新事業の実施に必要な規制緩和等」については、想定される支障や効果を記載いただくことで検討・調整の対象となる可能性があります（→Q5も参照）。

また、支障事例は、事前相談を始める時点から完全なものとなっている必要はありません。提案団体がお持ちの問題意識に沿った形で各府省の検討を促せるよう、事前相談を通じてブラッシュアップしますので、内閣府への早めのご相談をお願いします。

---

Q 5

現在起きている問題の解決ではなく、生産性向上や効率化等のメリットが大きいために見直しを行うような提案についても対象となりますか？

A

現在起きている問題の解決だけでなく、「今後起こりうる問題の防止や、新事業の実施に必要な規制緩和等」が必要である場合も、想定される支障や効果を記載いただくことで検討・調整の対象となり得ます（→Q4も参照）。

---

Q 6

権限移譲または地方に対する規制緩和に当たらない提案とはどのようなものでしょうか。

A

国が直接執行する事業の運用改善（例：国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和）や、地方公共団体と私人が同一に取り扱われる規制（官民共通規制）の見直しを求める提案（例：再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮）等、権限移譲や地方公共団体の事務処理またはその方法の義務付け・枠付けに関する提案ではないものは対象外となります。

ただし、国が直接執行する事業に関する提案でも地方の関与を強めるものや、官民共通規制の見直しを求める提案でも合理的な理由で地方公共団体について私人と異なる取扱いを求めるもの等、内容によって対象となる場合があるので内閣府にご相談ください。

---

Q 7

地方財政措置に関する提案は対象となりますか。

A

地方交付税措置の対象拡大や措置率の引上げ、地方債の充当対象の拡大や充当率の引上げ、地方交付税の算定方法などの地方財政措置に関するものは、権限移譲や地方に対する規制緩和には当たらないため、対象としていません。

ただし、これらについても、事務手続に関する規制緩和等は対象となる場合があります。

Q 8

税財源に関する提案については、提案募集の対象とならないのでしょうか。

A

税財源配分や税制改正等の財源措置は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であり、税制調査会や、国と地方の協議の場等において議論されているところです。したがって、地方の多様性を活かして個別の制度改正の提案を検討する提案募集方式にはなじまないものと考えられ、基本的に対象外ですが、地方公共団体の税に関する事務手続に関するもの等、権限移譲または地方に対する規制緩和に該当すると考えられる提案については対象となります。

Q 9

補助金等に関する提案はどのように扱われますか。

A

提案の募集要項においては、これまでの地方分権における国庫補助負担金を巡る議論等を踏まえ、補助金等による義務付け・枠付けの見直しを求めるもの、具体的には各種補助条件の見直しを求めるものや手続書類の簡素化を求めるもの等を提案募集方式による検討の対象としています。

一方で、補助率の引上げ、採択基準の引下げ、補助金の廃止による一般財源化等を求める提案は「権限移譲」・「規制緩和」に当たらないものと考えられ、検討の対象となりません。

また、規制緩和に当たる要素があるものの、予算の増額につながる提案については、地方分権の視点のみから議論を行うことができないため、内閣府と関係府省との間で調整を行うのではなく、主に予算編成過程で議論することとされます。

Q 10

当団体では、庁内で提案募集方式が浸透していません。

内閣府はどのようなサポートを行っているのですか。

A

内閣府では、地方公共団体をはじめ、地域の課題解決に向けて取り組む皆様に対して、提案募集方式をより深く知っていただくために研修講師派遣を行っています。研修では、座学形式だけでなく、参加者自身が検討していただくグループワーク形式など、ご要望に応じてオーダーメイドで行っています。ぜひお気軽にご相談ください。また、提案検討を後押しするための支援ツールもご用意しておりますのでご活用ください。



### フォローアップについて

対応方針に記載された案件のうち、「必要な措置を講ずる。」や「～～について検討し、〇〇年までに結論を得る。」などとされた、措置・検討事項が残る案件については、年に2回（案件によってはそれ以上も有り）ごとに、これまでの措置・検討状況、今後の予定等について、関係府省から報告を受け、フォローアップを実施しています。

法令改正の場合は、成立・公布まで、通知等の場合は、通知発出までフォローアップを継続します。

検討事項が残る案件のうち、当該年（度）に検討期限を迎えるものなどについては、地方分権改革有識者会議に進捗を報告したり、特に議論を深める必要のあるものについては、重点事項とし、地方分権改革有識者会議や提案募集検討専門部会で議論を行うなど、提案の実現が確実に図られるようにフォローアップを行っています。

フォローアップの状況については、内閣府HP（<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>）において公表しています。また、フォローアップを終了した案件を含め、提案により措置がなされた場合は、通知文等の資料をHPに掲載するとともに、地方公共団体に対しても、その内容等を直接お知らせしております。

## 4 地方分権改革・提案募集方式でよく使う用語の解説

### ● 地方分権改革に関する用語

地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、権限移譲や規制緩和を推進することで、国は、本来果たすべき役割を重点的に担うとともに、住民に身近な行政は、できる限り、地方公共団体が担えるようにする取組である。

権限移譲	国から地方公共団体、又は広域自治体（都道府県）から基礎自治体（市町村）に対して事務・権限を移譲させること。
手挙げ方式	主に国から地方への権限移譲において、全国一律の移譲が難しい場合に、希望する地方公共団体に選択的に移譲すること。
規制緩和	地方公共団体に対して法律等で課されている義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しのこと。
義務付け・枠付け	地方公共団体に対して、条例による自主的な決定又は補正を認めずに、事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けること。
必置規制	国が地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関の設置を義務付けること。

第1次地方分権改革において、国と地方の関係を「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと転換させるために、機関委任事務を廃止したこと、地方公共団体の事務は以下の二つに分類される。

自治事務	地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの。
法定受託事務	国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。

### ● 提案募集方式に関する用語

簡易相談	提案を行おうとする地方公共団体等が、事前相談に至る前段階で、提案の対象となるかなど内容等について内閣府に相談すること。 この相談を通じ提案に向けて相談内容のブラッシュアップもできる。 電話、メール等により通年受付（様式等は自由：提案検討補助シート（P.61）もご活用ください）。
事前相談	提案を行おうとする地方公共団体等が、提案事項について事前に内閣府に相談し、提案内容を充実させる取組。提案の前に可能な限り行って頂くこととしている。首長の了解は不要。

提案	事前相談を経て、地方公共団体等が地方分権改革（権限移譲・規制緩和）に関する提案を行うこと。首長の了解が必要。
共同提案	複数の地方公共団体等が共同で提案を行うこと。複数の支障事例や制度改正による効果が示されることで、地方にとって実効性のある制度改正等につなげることが期待できる。
追加共同提案	上記の「共同提案」とは別に、提案を受け付けた後に、内閣府が各地方公共団体等に対し提案内容を示し、「追加共同提案」の意向や支障事例等の補強に関する照会を更に行い、提案実現の後押しを行うこと。
重点募集テーマ	類似する制度改正等を一括して検討するため、令和2年から設定したもの。重点募集テーマは毎年検討し、例年1～2月に行われる地方分権改革有識者会議にて決定される。
地方分権改革有識者会議	地方分権改革の推進を目的として、地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議に資するため、平成25年4月5日に内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定により開催が決定された会議。現在は通常年4回開催し、提案の取扱い等についても審議を行っている。
提案募集検討専門部会	主に重点事項とされた提案の検討・整理を行うため、地方分権改革有識者会議が開催している専門部会。行政法をはじめとする専門家から構成される。
重点事項	毎年内閣府で受け付けた提案の中で、特に重要と考えられる提案として地方分権改革有識者会議において決定されるもの。時宜にかなったテーマ（例えば、地方創生、デジタル化に資するもの）やこれまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの、専門部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むものなど様々な要素を勘案の上、決定される。重点事項となった提案は、提案募集検討専門部会が中心となって各府省へのヒアリング等を行い、その実現に向け調整を進めていく。
計画策定等に関するワーキンググループ	地方公共団体に対する一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけのあり方について、地方の自主性及び自立性を高める観点から検討を行うワーキンググループ。
地方からの提案等に関する対応方針	受け付けた提案の対応方針について、内閣府が関係府省と調整を行い、地方分権改革有識者会議の調査審議を経て、例年、年末までに地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うもの。
地方分権一括法	平成26年から導入した提案募集方式における地方公共団体からの提案等を踏まえた「地方からの提案等に関する対応方針」（閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を推進するため、所要の法整備を行うもの。

## ● 施設・公物管理基準を条例委任する場合の基準分類に関する用語

施設・公物管理基準については、地方分権改革における義務付け・枠付けの見直しにおいて、これまで法令により全国一律に定められていた基準を条例に委任すること等を行っている。

条例へ委任する場合における条例制定の基準については、現行法令では次の3類型がある。

参考すべき基準	十分参考しなければならない基準。法令の「参考すべき基準」を十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる（「参考する行為」は行わなければならない）。
標準	通常るべき基準。法令の「標準」を通常るべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、「標準」と異なる内容を定めることができる（「標準」と異なる内容については合理的な理由がなければならない）。
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。

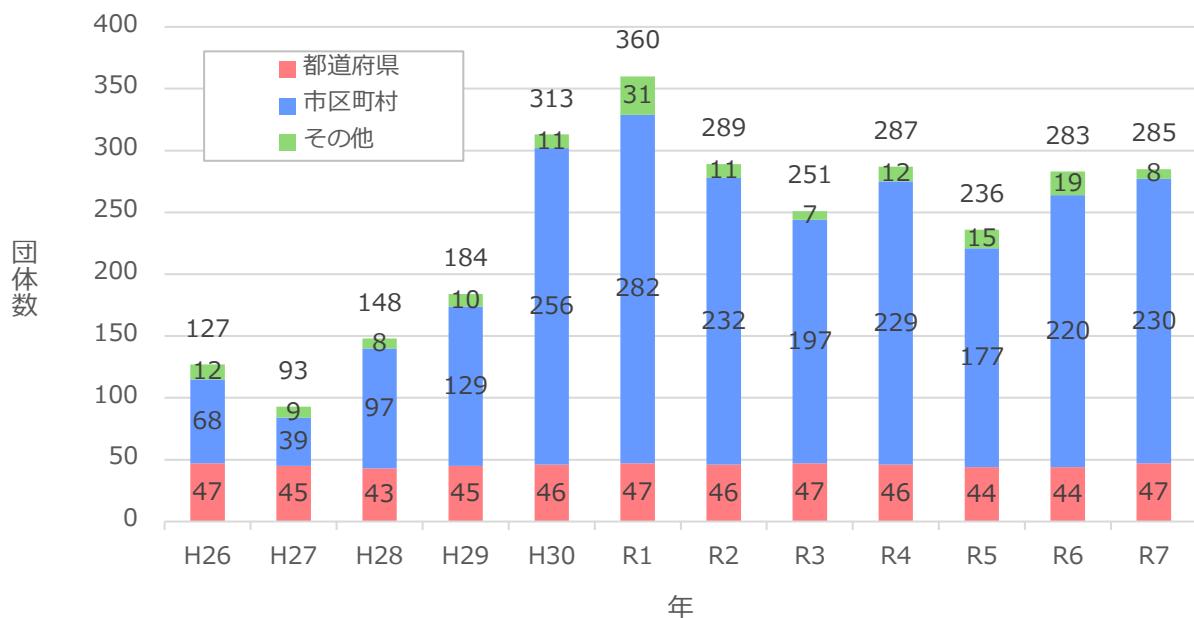
## ● 法令体系に関する用語

法律	国会の議決を経て制定され、権利の制限、義務を課す等の最も重要な事項が定められている（例：～法、～に関する法律）。
政令	内閣が閣議決定を経て制定する命令であり、法律に基づく具体的な基準や手続、実施方法等が定められている（例：～法施行令）。
府省令	内閣総理大臣（内閣府令の場合）や各省大臣（省令の場合）が制定する命令であり、法律や政令の内容を更に具体化する基準や手續、実施方法等が定められている（例：～法施行規則、～に関する基準）。
告示	内閣総理大臣や各省大臣、委員会や庁の長官が制定し、法令の内容の詳細や基準、分析方法など技術的なルールが定められている。法律、政令、府省令、告示は制定時に官報に掲載される。
通知	特定の相手に対して、一定の事実、処分又は意思を知らせることをさす（例 国→都道府県、都道府県→事業者）。国から地方に対して発せられる文書の形式の名称として用いられる場合は、地方公共団体の事務に関する情報提供や、技術的助言（地方自治法245条の4、地方公務員法59条）をするものである場合が多い。
通達	講学上、上位の機関が下位の機関に対して行う命令又は示達をいい、国の場合には各大臣、各委員会及び各庁の長官が、所管の機関及び職員に対して行うものをいう。
要綱・要領	事務処理を進めていくための行政内部の指針が定められている。上記の「通知」「通達」のいずれの場合もありうる。

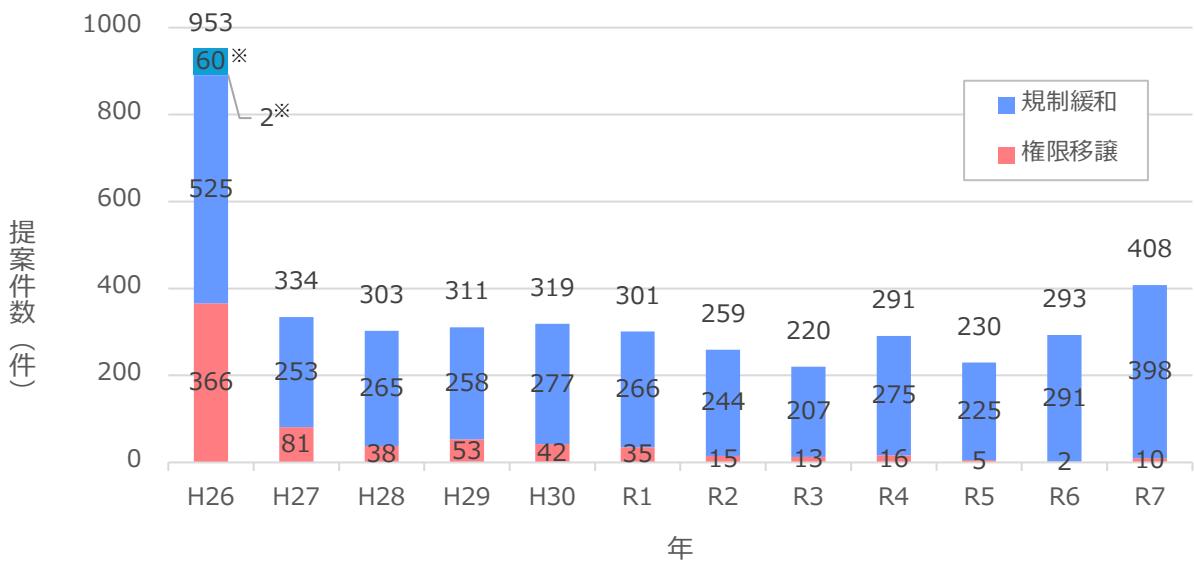
## 5 地方分権改革・提案募集方式に関するこれまでの実績

平成26年に提案募集方式が導入されて以来、地方公共団体等から4,000件以上の提案を受け付けています。これまで、各府省に検討要請を行ったもののうち、約8割の提案が実現・対応に至っています。

### 1. 提案団体数



### 2. 提案件数



※平成26年は、「関連する見直し」2件、「対象外」60件を別計上している。平成27年度以降の件数は、「対象外」を含む。

### 3. 提案の分野

(件数)

	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7	
	件数	構成比																						
土地利用 (農地除く)	95	10%	22	7%	24	8%	14	5%	20	6%	14	5%	5	2%	15	7%	18	6%	5	2%	7	2%	23	6%
農業・農地	147	15%	39	12%	28	9%	28	9%	23	7%	13	4%	26	10%	18	8%	16	5%	12	5%	18	6%	14	3%
医療・福祉	202	21%	85	25%	93	31%	115	37%	106	33%	99	33%	90	35%	62	28%	86	30%	94	41%	77	26%	131	32%
雇用・労働	43	5%	7	2%	1	0%	3	1%	3	1%	4	1%	2	1%	3	1%	3	1%	4	2%	5	2%	4	1%
教育・文化	46	5%	29	9%	17	6%	20	6%	16	5%	21	7%	18	7%	13	6%	22	8%	28	12%	19	7%	28	7%
環境・衛生	80	8%	29	9%	19	6%	15	5%	28	9%	17	6%	18	7%	29	13%	27	9%	9	4%	26	9%	27	7%
産業振興	109	11%	26	8%	23	8%	9	3%	12	4%	9	3%	7	3%	6	3%	16	5%	10	4%	3	1%	8	2%
消防・ 防災・安全	20	2%	18	5%	16	5%	14	5%	24	8%	20	7%	10	4%	7	3%	16	5%	8	3%	11	4%	9	2%
土木・建築	88	9%	21	6%	20	7%	25	8%	15	5%	18	6%	23	9%	10	5%	17	6%	13	6%	17	6%	28	7%
運輸・交通	40	4%	11	3%	13	4%	19	6%	15	5%	12	4%	1	0%	3	1%	5	2%	2	1%	3	1%	13	3%
総務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	22%	77	19%	
その他	83	9%	47	14%	49	16%	49	16%	57	18%	74	25%	59	23%	54	25%	65	22%	45	20%	42	14%	46	11%
合計	953		334		303		311		319		301		259		220		291		230		293		408	

### 4. 対応状況

(件数)

年	提案件数	関係省庁と調整を行ったもの					実現・対応の割合 c/e
		提案の趣旨を踏まえ対応 a	現行規定で対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかつたもの d	合計 e=c+d	
H26	953	263	78	341	194	535	63.7%
H27	334	124	42	166	62	228	72.8%
H28	303	116	34	150	46	196	76.5%
H29	311	157	29	186	21	207	89.9%
H30	319	145	23	168	20	188	89.4%
R1	301	140	20	160	18	178	89.9%
R2	259	142	15	157	11	168	93.5%
R3	220	145	2	147	13	160	91.9%
R4	291	198	15	213	22	235	90.6%
R5	230	146	9	155	21	176	88.1%
R6	293	202	19	221	36	257	86.0%
R7	408	288	24	312	43	355	87.9%
計	4,222	2,066	310	2,376	507	2,883	82.4%

※合計は、関係府省における予算編成過程での検討を求めるもの等を除く、内閣府と関係府省との間で調整を行った提案に係る件数

## 5. 都道府県・市区町村の提案数

### 地方公共団体からの提案状況（提案団体類型別）

＜各年ベース＞

（団体数）

（団体数）

年 団体	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
都道府県 (47団体)	47	45	43	45	46	47	46	47	46	44	44	47
	(100.0%)	(95.7%)	(91.5%)	(95.7%)	(97.9%)	(100.0%)	(97.9%)	(100.0%)	(97.9%)	(93.6%)	(93.6%)	(100.0%)
政令指定都市 (20団体)	13	9	9	10	13	12	18	19	20	20	20	20
	(65.0%)	(45.0%)	(45.0%)	(50.0%)	(65.0%)	(60.0%)	(90.0%)	(95.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
中核市 (62団体※)	9	7	11	12	18	25	20	24	19	14	22	27
	(20.9%)	(15.6%)	(23.4%)	(25.0%)	(33.3%)	(43.1%)	(33.3%)	(38.7%)	(30.6%)	(22.6%)	(35.5%)	(43.5%)
一般市 (710団体)	41	18	36	54	130	126	108	75	83	69	96	113
	(5.6%)	(2.5%)	(5.0%)	(7.5%)	(18.1%)	(17.6%)	(15.2%)	(10.6%)	(11.7%)	(9.7%)	(13.5%)	(15.9%)
特別区 (23団体)	0	0	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
町村 (926団体※)	5	5	18	30	72	96	63	56	84	51	59	47
	(0.5%)	(0.5%)	(1.9%)	(3.2%)	(7.8%)	(10.4%)	(6.8%)	(6.0%)	(9.1%)	(5.5%)	(6.4%)	(5.1%)
市区町村計 (1,741団体)	68	39	97	129	256	282	232	197	229	177	220	230
	(3.9%)	(2.2%)	(5.6%)	(7.4%)	(14.7%)	(16.2%)	(13.3%)	(11.3%)	(13.2%)	(10.2%)	(12.6%)	(13.2%)

年 団体	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
都道府県 (47団体)	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
政令指定都市 (20団体)	13	14	14	15	16	16	19	20	20	20	20	20
	(65.0%)	(70.0%)	(70.0%)	(75.0%)	(80.0%)	(80.0%)	(95.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
中核市 (62団体※)	9	13	17	19	31	38	44	48	49	51	54	56
	(20.9%)	(28.9%)	(36.2%)	(39.6%)	(57.4%)	(65.5%)	(73.3%)	(77.4%)	(79.0%)	(82.3%)	(87.1%)	(90.3%)
一般市 (710団体)	41	51	77	113	200	254	292	311	333	344	375	400
	(5.6%)	(7.0%)	(10.6%)	(15.6%)	(27.9%)	(35.6%)	(41.0%)	(43.8%)	(46.9%)	(48.5%)	(52.8%)	(56.3%)
特別区 (23団体)	0	0	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
町村 (926団体※)	5	10	27	53	99	167	200	222	263	273	301	310
	(0.5%)	(1.1%)	(2.9%)	(5.7%)	(10.7%)	(18.0%)	(21.6%)	(24.0%)	(28.4%)	(29.5%)	(32.5%)	(33.5%)
市区町村計 (1,741団体)	68	88	158	223	369	498	578	624	688	711	773	809
	(3.9%)	(5.1%)	(9.1%)	(12.8%)	(21.2%)	(28.6%)	(33.2%)	(35.8%)	(39.5%)	(40.8%)	(44.4%)	(46.5%)

※ 団体数は令和7年4月現在。平成27年以前の一般市には、特例市を含む。

※ 平成28年から九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・特別区にそれぞれ計上。

### 平成26年～令和7年 都道府県別の提案実績のある市区町村割合

（市区町村数）

都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を行った市区町村数 ②	提案割合 ②/①
北海道	179	21	11.7%
青森県	40	34	85.0%
岩手県	33	31	93.9%
宮城県	35	33	94.3%
秋田県	25	25	100.0%
山形県	35	30	85.7%
福島県	59	22	37.3%
茨城県	44	26	59.1%
栃木県	25	11	44.0%
群馬県	35	35	100.0%
埼玉県	63	52	82.5%
千葉県	54	18	33.3%
東京都	62	30	48.4%
神奈川県	33	29	87.9%
新潟県	30	12	40.0%
富山県	15	13	86.7%
石川県	19	10	52.6%
福井県	17	4	23.5%
山梨県	27	14	51.9%
長野県	77	20	26.0%
岐阜県	42	10	23.8%
静岡県	35	31	88.6%
愛知県	54	18	33.3%
三重県	29	7	24.1%

都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を行った市区町村数 ②	提案割合 ②/①
滋賀県	19	5	26.3%
京都府	26	24	92.3%
大阪府	43	19	44.2%
兵庫県	41	39	95.1%
奈良県	39	10	25.6%
和歌山県	30	10	33.3%
鳥取県	19	5	26.3%
島根県	19	4	21.1%
岡山県	27	27	100.0%
広島県	23	7	30.4%
山口県	19	6	31.6%
徳島県	24	2	8.3%
香川県	17	7	41.2%
愛媛県	20	20	100.0%
高知県	34	21	61.8%
福岡県	60	17	28.3%
佐賀県	20	1	5.0%
長崎県	21	4	19.0%
熊本県	45	6	13.3%
大分県	18	18	100.0%
宮崎県	26	3	11.5%
鹿児島県	43	12	27.9%
沖縄県	41	6	14.6%
合計	1,741	809	46.5%

※特別区長会の構成団体（23区）は、市区町村数に計上

## 6. 都道府県別の提案団体数と提案数

### 都道府県別の提案団体数

(団体数)

都道府県名	提案数																								
	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		
	都道 府県	市 区 町 村																							
北海道	1	3	0	2	0	3	1	0	0	1	1	6	0	2	1	5	0	4	0	2	0	3	1	8	
青森県	1	0	0	0	1	0	1	1	1	6	1	33	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	1	2	
岩手県	1	2	1	0	1	0	1	4	1	18	1	12	1	5	1	10	1	1	1	0	1	15	1	21	
宮城県	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	30	1	12	1	14	1	9	
秋田県	1	0	1	0	1	1	1	0	1	13	1	11	1	11	1	12	1	20	1	15	1	15	1	0	
山形県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	15	1	17	1	21	1	26	1	0	1	0	1	2	
福島県	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
茨城県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	1	0	1	0	1	1	1	2	1	1	1	2	1	2	
栃木県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	5	1	1	1	4	1	1	1	1	
群馬県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	0	1	17	1	25	1	22	1	25	1	0	1	13	
埼玉県	1	3	1	1	1	3	1	1	1	13	1	33	1	38	1	6	1	6	1	10	1	19	1	12	
千葉県	1	4	1	2	1	1	1	3	1	5	1	3	1	3	1	1	1	2	1	2	1	3	1	8	
東京都	1	3	1	1	1	26	0	25	1	24	1	24	1	24	1	24	1	24	1	24	1	24	1	25	
神奈川県	1	3	1	4	1	5	1	2	1	22	1	16	1	10	1	6	1	11	1	5	1	6	1	13	
新潟県	1	5	1	1	1	2	1	3	1	3	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	4	
富山県	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	3	1	2	1	0	1	0	1	12	1	1	
石川県	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	8	1	2	1	1	1	0	0	0	1	1	
福井県	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	
山梨県	1	0	1	0	1	2	1	14	1	14	1	0	1	3	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	
長野県	1	2	1	0	1	0	1	2	1	1	1	0	1	13	1	2	1	1	1	1	1	8	1	8	
岐阜県	1	1	1	3	1	2	1	3	1	1	1	2	1	0	1	0	1	3	1	0	1	0	1	1	
静岡県	1	2	1	0	1	1	1	3	1	18	1	26	1	5	1	2	1	5	1	4	0	3	1	3	
愛知県	1	3	1	2	1	1	1	5	1	2	1	2	1	8	1	7	1	6	1	7	1	6	1	7	
三重県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	2	1	0	1	0	1	3	1	0	1	0	1	1	1	2	
滋賀県	1	2	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	
京都府	1	4	1	1	1	1	1	3	1	23	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	5
大阪府	1	3	1	2	1	4	1	4	1	8	1	6	1	5	1	6	1	4	1	4	1	3	1	5	
兵庫県	1	2	1	2	1	7	1	6	1	14	1	6	1	14	1	15	1	14	1	7	1	2	1	26	
奈良県	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1	1	2	1	1	1	0	1	4	1	3	1	0	
和歌山县	1	2	1	0	1	0	1	9	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	
鳥取県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	2	1	3	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	
島根県	1	0	1	1	1	0	1	2	1	0	1	1	2	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	
岡山県	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	27	1	1	
広島県	1	3	1	0	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1	1	3	1	1	1	2	1	1	1	3	
山口県	1	2	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	1	2	0	0	1	0	1	0	1	
徳島県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1	
香川県	1	1	1	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	5	
愛媛県	1	2	1	2	1	20	1	4	1	19	1	19	1	20	1	18	1	19	1	18	1	20	1	6	
高知県	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	6	1	0	1	1	1	6	1	14	1	1	1	6	
福岡県	1	0	1	1	1	0	1	3	1	0	1	0	1	4	1	3	1	2	1	2	1	12	1	3	
佐賀県	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	
長崎県	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	2	1	1	1	3	1	1	1	1	2	1	
熊本県	1	2	1	2	1	0	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	
大分県	1	2	1	1	1	2	1	18	1	5	1	18	1	2	1	1	1	0	1	1	1	1	1	8	
宮崎県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	0	1	2	
鹿児島県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	3	1	1	1	1	1	0	1	1	0	1	0	1	0	8	
沖縄県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	3	1	1	1	0	1	2	1	0	1	0	1	1	1	0	
合計	47	68	45	39	43	97	45	129	46	256	47	282	46	232	47	197	46	229	44	177	44	196	47	230	

※平成28年から九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・市区にそれぞれ計上。

## 都道府県別の提案数

(団体数)

都道府県名	提案数																							
	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	2	3	0	4	0	4	1	0	0	1	1	11	0	2	1	7	0	10	0	4	0	11	11	14
青森県	2	0	0	0	1	0	2	1	4	10	7	45	2	2	3	1	2	0	0	0	4	0	12	3
岩手県	4	3	1	0	3	0	3	6	2	21	8	51	6	19	6	14	5	1	4	0	10	24	9	23
宮城県	4	3	4	0	9	1	17	1	6	0	8	1	11	0	14	2	31	85	20	57	19	51	14	42
秋田県	4	0	2	0	2	1	2	0	9	64	13	51	11	38	4	12	5	42	4	22	12	33	8	0
山形県	3	0	2	0	0	0	3	0	2	0	3	36	1	17	1	21	6	26	2	0	27	0	14	7
福島県	9	3	2	1	5	2	2	2	11	2	5	34	15	0	20	3	15	1	14	3	32	1	34	6
茨城県	3	1	3	1	3	1	1	2	8	24	8	0	11	0	9	2	2	1	1	4	2	2	2	2
栃木県	2	2	8	3	13	2	3	1	12	0	9	0	20	2	6	8	5	2	5	6	28	1	4	1
群馬県	6	0	3	0	3	0	3	0	13	1	7	0	15	53	8	68	12	88	3	105	12	0	2	13
埼玉県	78	16	11	4	8	4	7	2	9	48	9	57	9	43	9	19	5	11	10	23	18	29	5	23
千葉県	2	4	1	4	3	2	4	5	8	6	5	4	8	4	2	2	5	5	2	6	11	10	5	25
東京都	2	8	2	2	2	7	0	50	2	95	1	71	1	169	2	29	3	172	3	78	9	218	8	50
神奈川県	135	23	8	13	2	8	3	5	13	37	12	50	8	24	3	19	8	33	6	28	8	35	28	35
新潟県	7	18	10	2	3	7	3	5	13	3	5	4	16	1	8	1	15	5	7	6	10	4	12	15
富山県	2	4	9	2	4	2	2	1	1	2	1	1	1	5	1	2	1	0	1	0	1	12	2	3
石川県	3	3	2	0	1	0	1	1	1	1	2	0	2	8	2	3	2	1	1	0	0	0	5	1
福井県	6	1	4	4	1	0	0	1	2	1	1	3	1	1	2	4	3	2	1	4	1	2	9	2
山梨県	6	0	2	0	2	2	1	28	7	42	4	0	9	3	1	0	3	0	2	0	2	0	6	2
長野県	7	4	4	0	4	0	5	2	8	1	6	0	8	13	12	2	8	1	12	2	2	9	15	8
岐阜県	7	3	3	12	5	5	2	6	4	3	2	3	3	0	4	0	9	3	3	0	4	0	12	1
静岡県	6	8	1	0	4	1	2	3	1	25	2	37	6	7	3	6	3	8	5	19	0	15	5	12
愛知県	41	17	10	6	6	4	5	8	5	3	7	8	4	15	4	15	6	21	6	21	9	21	10	46
三重県	11	0	4	0	5	0	5	0	6	2	5	0	6	0	5	3	1	0	1	0	5	2	18	3
滋賀県	3	5	60	3	69	0	57	1	20	0	21	1	11	1	16	0	14	0	9	1	14	0	7	0
京都府	59	7	62	20	43	33	83	69	30	51	23	15	9	21	14	13	13	14	10	10	11	13	5	19
大阪府	85	8	54	6	46	32	43	70	26	31	22	45	14	22	10	25	11	16	13	22	16	27	9	16
兵庫県	110	8	100	2	83	14	101	34	45	39	29	40	22	50	24	41	23	72	18	19	20	18	18	134
奈良県	6	0	3	0	2	1	6	0	4	0	4	1	2	2	1	1	2	0	10	4	8	6	14	0
和歌山県	39	2	80	0	72	0	95	9	36	0	27	0	17	0	21	0	14	0	12	0	9	0	2	1
鳥取県	69	0	77	0	77	0	77	0	51	2	28	7	21	0	18	0	8	0	7	0	13	2	12	5
島根県	1	0	2	1	2	0	2	4	1	0	4	4	6	2	1	0	1	0	10	0	1	0	8	2
岡山県	11	7	2	3	6	3	3	1	4	1	6	3	3	2	6	4	3	7	11	5	9	29	10	2
広島県	26	8	7	0	15	13	16	8	13	6	10	8	12	4	7	14	26	16	15	7	21	9	17	16
山口県	4	8	4	1	5	0	5	0	1	1	1	1	1	0	3	0	7	2	0	0	4	0	6	0
徳島県	105	0	99	0	59	0	86	0	40	1	32	1	19	0	27	0	22	1	12	0	16	0	2	0
香川県	3	2	16	1	1	2	2	0	1	1	7	0	8	2	5	0	6	0	6	0	8	6	9	8
愛媛県	22	10	17	4	6	120	4	6	11	83	10	75	11	99	12	75	17	80	5	46	15	58	13	9
高知県	2	0	12	0	1	1	2	0	9	0	9	6	22	0	9	2	12	12	15	35	8	1	10	20
福岡県	4	0	0	1	0	0	17	3	14	0	14	0	14	4	8	4	17	5	4	10	8	23	19	13
佐賀県	8	2	2	0	0	0	17	0	14	0	14	0	13	0	8	0	17	0	4	0	9	0	21	0
長崎県	49	0	12	0	0	1	17	3	14	1	14	0	13	2	8	3	17	5	5	2	8	4	19	5
熊本県	14	3	0	2	2	0	17	6	14	9	14	8	13	10	9	6	17	9	4	6	9	3	20	5
大分県	9	7	0	1	0	4	18	35	14	5	14	101	13	2	8	1	17	0	4	1	9	1	19	8
宮崎県	5	0	0	0	1	0	18	0	14	1	14	1	13	4	8	2	17	2	4	3	9	0	20	12
鹿児島県	7	0	0	0	0	0	17	0	14	3	14	1	13	1	8	0	17	1	4	0	9	0	19	16
沖縄県	7	0	0	0	0	0	17	0	14	3	14	1	15	0	8	2	17	0	6	0	15	3	21	0
合計	1,000	201	705	103	579	277	797	379	551	630	476	786	459	654	369	436	470	761	301	556	477	683	550	628

※各年の提案件数の合計は、共同提案について、提案団体ごとに集計。

## 7.これまで提案のあった市区町村一覧 (809団体／平成26年～令和7年)

(赤字は令和7年に初めて提案した団体(36団体))

## 6 提案募集方式に関する資料

### ① 地方分権改革に関する提案募集の実施方針

(平成26年4月30日 地方分権改革推進本部決定)

#### 1 趣旨

これまで地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告（以下「委員会勧告」という。）に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関する、3次にわたる一括法等により着実に推進し、進展をみている。

これに加え、第4次一括法案（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（平成26年閣法第66号））及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）により、委員会勧告事項については、一通り検討したこととなる。

このような成果を基盤とし、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き地方分権改革を着実に推進していく必要がある。

このため、新たな局面を迎える地方分権改革においては、従来からの課題への取組に加え、委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組を推進する。具体的には、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う（以下このような改革推進の方式を「提案募集方式」という。）。

#### 2 提案の対象

提案募集方式における提案の対象は、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。以下同じ。）に係る事項とする。

具体的な取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 全国的な制度改正に係る提案について対象とする。その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）とする提案等についても対象とする。
- (2) 委員会勧告では対象としていない事項に係る提案についても対象とする。
- (3) 現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とする。
- (4) 地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に関する提案についても対象とする。

#### 3 提案主体

提案主体は、以下のとおりとする。

- (1) 都道府県及び市町村（特別区を含む。）
- (2) 一部事務組合及び広域連合
- (3) 全国的連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。以下同じ。）
- (4) 地方公共団体を構成員とする組織（上記（3）を除く。）

内閣府は、提案主体が提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、提案主体に対して、提案主体の内部部局又は提案主体を構成する地方公共団体から幅広く意見を集約するとともに、関係団体等からの意見を提案に反映するよう求める。

## 4 募集の方法及び時期

提案は、内閣府において受け付ける。

内閣府は、募集に向けて、提案募集方式の周知及び説明を行うとともに、提案に向けた相談に応じる。

また、内閣府は、募集に当たり、提案主体に対して、制度改正による効果や現行制度の具体的な支障事例など、制度改正の必要性等を示して提案するよう求める。

募集は、毎年少なくとも1回実施する。募集の時期については、法制上の措置等を円滑に講じることができるように適切に設定するとともに、募集の期間については、提案主体が十分な検討を行うことができるよう配慮する。

## 5 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて政府の関係行政機関（以下「関係府省」という。）と調整を行う。その過程において、提案に対する関係府省の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等を重ねる。その際、全国的連合組織からも意見を聴取する。

また、特に重要と考えられる提案については、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）の下で開催する地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）又は有識者会議専門部会において、集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を進める。

以上を踏まえ、提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行う。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出する。

## 6 提案に関する調整過程の公表

提案の内容、提案に対する関係府省の回答及び当該回答に対する提案主体の見解等並びに最終的な調整結果については、内閣府のホームページに掲載する。

また、内閣府は、実現しなかった提案について、次年以降の提案及び検討の参考とするため、当該提案に関する提案主体及び関係府省の意見等を公表する。

## 7 制度改正に係る情報発信

内閣府及び関係府省は、提案を受けて措置した制度改正について、地方公共団体等に対して周知を行い、広くその活用が図られるように努める。

また、内閣府は、国民が制度改正に係る成果を実感できるようにするため、広く情報発信を行う。

## ② 令和7年的地方からの提案等に関する対応方針【概要】

### 1 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、極めて重要なテーマ

### 2 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和8年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、地方分権改革有識者会議に報告
- 計画策定等については、令和5年3月に閣議決定した「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を着実に運用し、国と地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進

### 令和7年的地方からの提案等に関する主な対応

#### ■ 重点募集テーマに関するもの ■

国  
民  
ジ  
の  
タ  
リ  
便  
化  
性  
に  
よ  
る

- ① 事業者から地方公共団体への申請手続等のオンライン化（e-Govの活用）  
(効果：事業者の負担を軽減。手続迅速化。)
- ② 公営住宅の家賃決定に係る収入申告書の省略  
(効果：住民の負担を軽減。地方公共団体における督促等の事務負担を軽減。)
- ③ 地方債のデジタル証券方式での発行を可能に  
(効果：投資家層の拡大による資金調達手段の多様化に寄与。)

対  
人  
応  
口  
し  
減  
た  
少  
地  
社  
域  
づ  
く  
柔  
軟  
に

- ④ 空家等管理活用支援法人に商工会議所等の指定を可能に  
(効果：効率的・効果的な空家等対策の推進を通じた地域振興等の実現に寄与。)
- ⑤ 公営住宅における建替えを伴わない団地集約の場合でも明渡請求を可能に  
(効果：公営住宅の管理運営の効率化や自治体の負担軽減等に寄与。)
- ⑥ 土地利用の実情に即した市街化区域の設定を可能に  
(効果：地域の実情に応じた土地利用によるまちづくりの推進に寄与。)

化  
自  
治  
効  
率  
業  
務  
の  
簡  
素

#### ■ 自治体業務に関するもの ■

- ⑦ 経由事務の廃止及び経由調査の見直し
- ⑧ 都道府県による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能に
- ⑨ 行政書士試験に関する事務のうち委任できない事務を委任可能とし全ての試験事務を委任可能に
- ⑩ 介護・障害福祉サービス等報酬関連補助金に係る支払事務について都道府県から国民健康保険団体連合会への委託を可能に

## ■ その他の事項に関するもの ■

化 自 治 体 効 率 業 務 の 簡 素

- ⑪ 国への返還金に関する取扱いの見直し
- ⑫ 社会情勢を踏まえた事務の簡素化
- ⑬ 計画策定事務の見直し
- ⑭ 財産区議会（総会）設置条例について都道府県知事による提案に加え市区町村長等による提案も可能に

### ③ 地方分権改革の推進体制（令和8年2月時点）

#### ● 閣僚レベルの政策検討・決定

地方分権改革推進本部（H25.3.8閣議決定に基づき、内閣に設置）

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）
本部員	その他全閣僚

【事務局】  
内閣府地方分権改革推進室

#### ● 有識者による調査審議

地方分権改革有識者会議（地方分権改革担当大臣の下で開催）

座長	市川 晃 (住友林業株式会社代表取締役会長)
座長代理	高橋 滋 (法政大学法学部教授)
議員	足立 泰美 (甲南大学経済学部教授)
	伊藤 正次 (東京都立大学大学院法学政治学研究科教授)
	大橋 真由美 (上智大学法学部教授)
	後藤 玲子 (茨城大学人文社会科学部教授)
	勢一 智子 (西南学院大学法学部教授)
	谷口 尚子 (慶應義塾大学大学院教授)
	西脇 隆俊 (京都府知事)
	沼尾 波子 (東洋大学国際学部国際地域学科教授)
	美浦 喜明 (福岡県水巻町長)
	三木 正夫 (長野県須坂市長)

提案募集検討専門部会（地方分権改革有識者会議の下で開催）

部会長	大橋 洋一 (学習院大学法科大学院教授)
部会長代理	勢一 智子 (西南学院大学法学部教授)
構成員	石井 夏生利 (中央大学国際情報学部教授)
	伊藤 正次 (東京都立大学大学院法学政治学研究科教授)
	宇野 二朗 (北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授)
	大橋 真由美 (上智大学法学部教授)
	高橋 滋 (法政大学法学部教授)

#### 計画策定等に関するワーキンググループ

座長	勢一 智子 (西南学院大学法学部教授)
構成員	足立 泰美 (甲南大学経済学部教授)
	大橋 真由美 (上智大学法学部教授)
	金崎 健太郎 (武庫川女子大学経営学部教授)

顧問

- 小早川 光郎  
(公財)後藤安田記念東京都市研究所理事長・東京大学名誉教授)
- 神野 直彦  
(東京大学名誉教授)

## お気軽に内閣府にお問合せください

### ～提案検討補助シート～

提案募集方式に関するご相談・お問合せは、いつでも受け付けています。どのようなものが提案募集方式の対象になるか、どういった方法であれば解決できる可能性があるか等、ご担当者様とのやり取りを通じて丁寧にアドバイスをさせていただきます。まずは下記を整理しつつ、内閣府地方分権改革推進室までお気軽にご相談ください。

#### ● どのような支障（課題）に直面しているか

行政機関の窓口での利用者の声、事業者とのやりとりで出てきた話など、日々の業務を遂行していくなかで気づいた支障について、「現にこうした支障が生じている」ということを、具体的に、説得力のあるかたちで示していただくことが重要となります。提案される際は、これらの支障事例をできるだけ具体的に整理してください。なお、説得力のある支障事例の類型については、P.13に詳しく記載していますので、参考にしてみてください。

＜現在生じている具体的な支障事例＞


#### ● その支障は提案募集方式での解決が見込めるか

国・地方の税財源配分や税制改正に関する提案、国の予算事業の新設に関する提案などについては、原則提案募集方式の対象となりません（P.10 参照）。また、過去、すでに同様の提案がなされ、一旦議論が決着しているかもしれません。このため、

- ・当該支障が生じる原因となっている法律、政省令、通知等の根拠は何か
  - ・過去に類似の提案がなされていないか（提案されている場合、新たな情勢変化等があるか）
- を、インターネットや「提案募集方式データベース（P.14参照）」などでチェックしておくことで、効率的に整理が進められます。ぜひご活用ください。

＜支障の原因となっている規定（法律、政省令、実施要綱など）＞


＜求める措置（提案）の内容＞


- （チェック）  過去に類似の提案がなされていない（過去に提案されているが、新たな情勢変化がある）  
 「国・地方の税財源配分や税制改正」、「予算事業の新設提案」等ではない

#### ● 他の地域ではどうしているか

近隣の地域等で同様の支障が生じているかなど状況を把握しておくことは、複数団体での共同提案化による説得力の補強の可能性など、様々な面でとても効果的です。地域同士の日頃の「つながり」を活用して、提案のブラッシュアップに取り組んでみてください。

#### 問合せ先



内閣府 地方分権改革推進室（地方支援担当）

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>

TEL: 03-5253-2111





令和8年版  
地方分権改革・提案募集方式ハンドブック

編集・発行／お問い合わせ先

内閣府地方分権改革推進室  
〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館  
TEL: 03-5253-2111